

一時入院支援事業のご案内



在宅で療養されている“人工呼吸器を装着した方”又は“気管切開を実施した方”を介護する方が休養したいとき、病気で介護ができないときなどに、患者さんが一時的に医療機関に入院できるよう支援します。

《概要》

原則、1回当たり7日間以内、年間28日間（気管切開のみの方は14日間）の利用まで、医療機関に費用を助成します。

《対象者》

人工呼吸器を装着している方、又は気管切開を実施した方で、栃木県内に住所を有する次に該当する方

- ・特定医療費（指定難病）受給者
- ・特定疾患治療研究事業対象疾患医療受給者

《手続き》

利用申請書を患者さんの住所を管轄している県の健康福祉センター、宇都宮市の担当窓口へ提出してください。

＊詳しくは、下記の問い合わせ先にご相談ください。

（入院について）

- ・患者さんの移送費用、差額ベッド代等は自己負担していただきます。その他、一時入院時における治療等、医療保険の自己負担があります。
- ・本事業が利用できる医療機関は、難病医療ネットワーク推進事業の拠点病院（※）・協力病院・在宅療養支援医療機関のうち、栃木県と契約した医療機関です。
- ・病院の空きベッドの状況、症状などによって、一時入院が難しい場合がありますのでご了承ください。
- ・通常の入院と同様、受入医療機関の医療・看護体制でのケア提供となります。ご自宅と同等の介護・療養環境を設定することは難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※拠点病院

獨協医科大学病院（地域連携・患者サポートセンター）
自治医科大学附属病院（患者サポートセンター）
国際医療福祉大学那須医療センター（医療相談室）

（問い合わせ先）

県西健康福祉センター Tel 0289-62-6225	今市健康福祉センター Tel 0288-21-1066
県東健康福祉センター Tel 0285-82-3323	栃木健康福祉センター Tel 0282-22-4121
県南健康福祉センター Tel 0285-22-1509	矢板健康福祉センター Tel 0287-44-1297
県北健康福祉センター Tel 0287-22-2679	烏山健康福祉センター Tel 0287-82-2231
安足健康福祉センター Tel 0284-41-5895	宇都宮市保健所 Tel 028-626-1116
栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課 Tel 028-623-3086	